

## 静岡県告示第491号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
駿東郡小山町湯船字坊ヶ沢480の8（次の図に示す部分に限る。）、482の2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
駿東郡小山町湯船字坊ヶ沢480の8（次の図に示す部分に限る。）、482の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）